

速度取締り指針

令和8年4月
沼津警察署

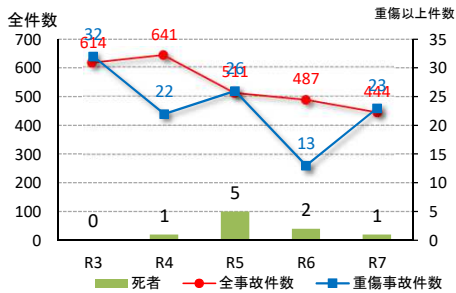
沼津警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道1号	終日	西椎路から共栄町までの間	60 km/h
県道富士清水線	終日	植田から西間門までの間	50 km/h

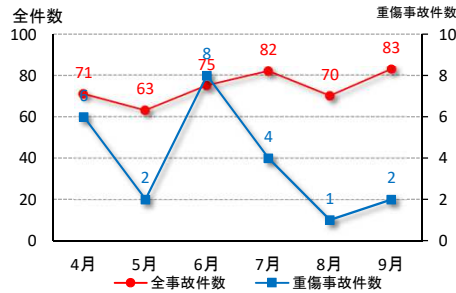
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
件数	444	-43
うち重傷以上事故	24	9
死者	1	-1
負傷者	563	-34
うち重傷者	25	10

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年の状況



その他取締りの要点等

○直前速度50km/h以上の重傷以上事故は国道1号線で最も多く発生しています。
 その他、国道414号、県道富士清水線など交通量の多い主要道路において速度超過が起因する交通事故が発生していることから、これらの道路での取締り活動を強化します。

○時間帯に関係なく高速度による重傷以上事故が発生している傾向から、取締り活動と合わせて昼夜ともに赤色灯を回転させたパトロールによる警戒活動を強化し、交通事故防止を図ります。